# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する 事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

みよし市長

#### 公表日

令和7年7月25日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

適用した理由

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務				
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に	こ関する事務			
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「予防接種」という。)に関する事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供に関する事務 ③予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務				
③システムの名称	1 ワクチン接種記録システム(VRS) 2 健康管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファ	イル名				
新型コロナウイルスワクラ	チン接種記録ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表14の項 2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感気 記録ンステムを用いた情報提供・照会のみ) 3 番号法第19条6号(委託先への提供)	染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接 種			
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の3	表25、26, 27、28、29の項			
5. 評価実施機関にお	Sける担当部署				
①部署	福祉部保険健康課				
②所属長の役職名	保険健康課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の限	界示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111				
8. 特定個人情報ファ	イルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111				
9. 規則第9条第2項	————————————————————————————————————	[ ]適用した			

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	3年11月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和3年11月1日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

# しきい値判断結果

#### 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策							
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 布機関については、それ	] れぞれ重点項目詞	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分であ	න් ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分であ	o <b>a</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	o <b>3</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	o <b>o</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた	:提供を除く。)	[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続	1	]接続しない(入手)	1	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	【   十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 人手を介在させる作業		1	]人手を介在させる作	作業は	ない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
判断の根拠					
9. 監査					
9. <b>監査</b> 実施の有無	[ <b>O</b> ] 自己点検	[ ] 内部監	益 [ ]	外部監	查
		[ ] 内部監	益 [ ]	外部監	查
実施の有無			<ul><li>ご選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れ</li><li>2) 十分に行って</li><li>3) 十分に行って</li></ul>	て行っ <sup>-</sup> いる	
実施の有無 10. 従業者に対する教育	・啓発 [ 十分に行っている		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って	.て行っ <sup>-</sup> いる いない	ている
実施の有無  10. 従業者に対する教育  従業者に対する教育・啓発	大分に行っている	つれるリスクへの対象、事務に必要のないで不正に使用されるな使用等のリスクへ行われるリスクへのウシステムを通じてほクシステムを通じてで	く選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って 3) 十分に行って <b>]全項目評価又は重</b> を い情報との紐付けが行われ が が は スクへの対策 、の対策 対策(委託や情報提供ネットワ・ 目的外の入手が行われるり で にな提供が行われるり に な	て行っているいない 点項目 れるリス	でいる  評価を実施する  ]  ふクへの対策  - ムを通じた提供を除く。)
実施の有無  10. 従業者に対する教育  従業者に対する教育・啓発  11. 最も優先度が高いとき	大分に行っている   大分に行っている   大ろれる対策	つれるリスクへの対象で、事務に必要のないで不正に使用されるでな使用等のリスクへ行われるリスクへのクシステムを通じてでない。 では、まな使用等のリスクへのできるできません。	く選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って 3) 十分に行って <b>]全項目評価又は重</b> を い情報との紐付けが行われ が が は スクへの対策 、の対策 対策(委託や情報提供ネットワ・ 目的外の入手が行われるり で にな提供が行われるり に な	たで行っているいない 点項目 れるリス ークシスティ リスクへの	でいる  評価を実施する  ]  ふクへの対策  - ムを通じた提供を除く。)

#### 変更箇所

変 史 固 !	ולי				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 4 ②	【情報照会の根拠】 番号法利用第19条第8号、別表第2の115の2 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法利用第19条第8号、別表第2の115の2 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令	【情報照会の根拠】 番号法利用第19条第8号、別表第2の115の2 の項 【情報提供の根拠】 番号法利用第19条第8号、別表第2の115の2 の項	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ①	子育て健康部健康推進課	福祉部保険健康課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ②	健康推進課長	保険健康課長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8	子育で健康部健康推進課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町陣取山54 (0561)34-5311	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4 ②	の項 【情報提供の根拠】	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四 対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 【別表第2における情報照会の根拠】:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(青務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」となっている項(115の2の項)	事後	
令和6年3月31日		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種に関する事務基礎項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表第1の93の2の項	1 番号法第9条第1項、別表14の項	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】:第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四 欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対 策特別措置法による予防接種の実施に関する 情報」が含まれる項 (115の20項) 【別表第2における情報照会の根拠】:第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二 欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二 間、第別に「新型インフルエンザ等対策特別措 置法による予防接種の実施に関する事務」と なっている項	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表25、26、27、28、29の項		